

川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更（川島町決定）

1. 川越都市計画ごみ焼却ごみ処理場に 5 号（仮称）川島桶川資源循環センターを次のように追加する。

| 名 称 |                  | 位 置                       | 面 積      | 備 考 |
|-----|------------------|---------------------------|----------|-----|
| 番号  | ごみ焼却ごみ処理場名       |                           |          |     |
| 5   | （仮称）川島桶川資源循環センター | 比企郡川島町大字三保谷字元宿及び大字山ヶ谷戸字後谷 | 約46,000㎡ |     |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

川島町及び桶川市（以下「両市町」という。）は、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し、各々でごみ処理を行っていましたが、各施設の老朽化や維持管理コストの増加が課題となっており、早期の建て替えが必要な状況です。

そこで、両市町で広域化を推進し相互協力することで共通の課題を解決していくこととし、令和5年4月に川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会を設置しました。

その後、令和6年5月に策定した「新ごみ処理施設整備基本構想」において、川島町に新たなごみ処理施設を設けることになったことから、（仮称）川島桶川資源循環センターを追加するものです。